

かのや女性会議設置要綱

(趣旨)

第1条 若年層の女性人口の減少、少子化、価値観、ライフスタイルの多様化など社会を取り巻く環境の変化に対応し、社会の活力を維持していくために政策・方針決定過程への女性の参画拡大や女性活躍の推進がこれまで以上に求められることから、産業、雇用、教育、保育福祉等の各分野において、女性の視点から様々な意見を市政に反映させるため、かのや女性会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(開催期間)

第2条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とする。

(意見を求める事項)

第3条 会議は、本市の魅力や課題に対し、現地視察や協議検討を行い、市長に意見等を述べるものとする。

(参加者)

第4条 会議への参加者は、次に掲げる者のうちから10人以内で市長が委嘱する。

- (1) 市内に在住又は勤務する満18歳以上の女性で公募した者
- (2) 市長が必要と認める者

(参加者の任期)

第5条 会議の参加者の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第6条 会議の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。